

株式累積投資口座約款 新旧対照表

新	旧
(金銭の払込)	(金銭の払込)
第3条 (現行どおり)	第3条 (省 略)
2 (現行どおり)	2 (省 略)
3 <u>第1項</u> の払込みにより生じた預り金については、取引口座にかかる他の定めにかかわらず MRF の買付けは行わないものとします。	3 <u>前項</u> の払込みにより生じた預り金については、取引口座にかかる他の定めにかかわらず MRF の買付けは行わないものとします。
4～5 (現行どおり)	4～5 (省 略)
(買付株式等の選定)	(買付株式等の選定)
第5条 (現行どおり)	第5条 (省 略)
2～4 (現行どおり)	2～4 (省 略)
5 <u>指定銘柄</u> が第13条第1項の各号の <u>いずれか</u> に該当した場合は、本条第2項に定める買付の申込みは無効とさせていただきます。	5 第13条に該当した場合は、本条第2項に定める買付の申込みは無効とさせていただきます。
(買付時期および価額)	(買付時期および価額)
第7条 (現行どおり)	第7条 (省 略)
2～6 (現行どおり)	2～6 (省 略)
7 第1項および第2項の買付注文の約定日から起算して <u>3</u> 営業日目を当該株式等の買付日とします。	7 第1項および第2項の買付注文の約定日から起算して <u>4</u> 営業日目を当該株式等の買付日とします。
8～10 (現行どおり)	8～10 (省 略)
(その他)	(その他)
第17条 (現行どおり)	第17条 (省 略)
2～4 (現行どおり)	2～4 (省 略)
5 この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じた <u>ときは</u> 、改定されることがあります。 <u>改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。</u>	5 この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じた <u>時は</u> 、改定されることがあります。
<u>6～8</u> (削 除)	6 <u>改定の内容が、申込者の従来の権利を制限するもしくは申込者に新たな義務を課</u>

<p>2019年8月</p>	<p>すものであるときは、事前に書面またはこれに代わる方法にてその改定事項を通知します。</p> <p>7 前項の通知は、改定の影響が軽微であると判断される場合には、当社ホームページ等への掲載または時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙による公告によって代える場合があります。</p> <p>8 第6項、第7項の通知または掲載もしくは公告が行われた後、申込者から所定の期日までに異議のお申立がないときは、約款の改定にご同意いただいたものとして取扱います。</p> <p>2018年8月</p>
----------------	---

投信積立取引取扱規定 新旧対照表

新	旧
<p>(規定の変更)</p> <p>第15条 この規定は、法令の変更または監督官庁ならびに振替機関の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。<u>改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。</u></p> <p><u>2～4</u> (削除)</p>	<p>(規定の変更)</p> <p>第15条 この規定は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。</p> <p>2 改定の内容が、申込者の従来の権利を制限するもしくは申込者に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項をご通知します。</p> <p>3 前項の通知は、改定の影響が軽微であると判断される場合には、当社ホームページ等への掲載又は時事に関する事項を掲載する日刊紙による公告によって代える場合があります。</p> <p>4 第2項および第3項の通知又は掲載もしくは広告が行われた後、申込者から所定の</p>

2019年8月	<u>期日までに異議のお申立てがないときは、 規定の改定にご同意いただいたものとし て取り扱います。</u>
2019年8月	2018年8月

勤労者財産形成貯蓄約款（国債貯蓄コース） 新旧対照表

新	旧
<p>(財形貯蓄契約および申込方法)</p> <p>第3条 (現行どおり)</p> <p>2 前項の申込みは、申込者が所定の「勤労者財産形成貯蓄契約申込書」(以下「申込書」といいます。)に必要事項を記入のうえ、署名捺印し、これを申込者の事業主または勤労者財産形成促進法第14条第1項に定める事務代行団体(以下「事業主等」といいます。)を通じて当社の本・支店または営業所(以下「取扱店」といいます。)に提出することによって行います。</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>(国債または金銭の返還)</p> <p>第9条 (現行どおり)</p> <p>2 前項の金銭は、返還請求のあった日の市場価格から所定の手数料を差引いた額といたします。ただし、返還方法は先入先出法で行います。</p> <p>3～6 (現行どおり)</p> <p>(その他)</p> <p>第13条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、<u>その他必要が生じたときに改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。</u></p>	<p>(財形貯蓄契約及び申込方法)</p> <p>第3条 (省 略)</p> <p>2 前項の申込みは、申込者が所定の「勤労者財産形成貯蓄契約申込書」(以下「申込書」といいます。)に必要事項を記入のうえ、署名捺印し、これを申込者の事業主又は勤労者財産形成促進法第14条に定める事務代行団体(以下「事業主等」といいます。)を通じて当社の本・支店又は営業所(以下「取扱店」といいます。)に提出することによって行います。</p> <p>3 (省 略)</p> <p>(国債または金銭の返還)</p> <p>第9条 (省 略)</p> <p>2 前項の金銭は、返還請求のあった日の市場価額から所定の手数料を差引いた額といたします。ただし、返還方法は先入先出法で行います。</p> <p>3～6 (省 略)</p> <p>(その他)</p> <p>第13条 (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示があつたとき<u>その他の事由で必要を生じた時は、改訂します。</u></p>

2019年8月	平成28年5月
---------	---------

勤労者財産形成住宅貯蓄約款（国債貯蓄コース） 新旧対照表

新	旧
<p>(財形住宅貯蓄契約および申込方法)</p> <p>第3条 (現行どおり)</p> <p>2 前項の申込みは、申込者が所定の「勤労者財産形成住宅貯蓄申込書」(以下「申込書」といいます。)に必要事項を記入のうえ、署名捺印し、これを申込者の事業主または勤労者財産形成促進法第14条第1項に定める事務代行団体(以下「事業主等」といいます。)を通じて当社の本・支店または営業所(以下「取扱店」といいます。)に提出することによって行います。</p> <p>3～4 (現行どおり)</p> <p>(住宅取得等の支払い)</p> <p>第9条 (現行どおり)</p> <p>2～3 (現行どおり)</p> <p>4 第2項の金銭は、<u>売却請求のあった日の市場価格</u>から所定の手数料を差引いた額といたします。ただし、<u>売却方法</u>は先入先出法で行います。</p> <p>5～6 (現行どおり)</p> <p>(その他)</p> <p>第13条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、<u>その他必要が生じたときに改定</u>されることがあります。<u>改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知</u>します。</p> <p>2019年8月</p>	<p>(財形住宅貯蓄契約及び申込方法)</p> <p>第3条 (省 略)</p> <p>2 前項の申込みは、申込者が所定の「勤労者財産形成住宅貯蓄申込書」(以下「申込書」といいます。)に必要事項を記入のうえ、署名捺印し、これを申込者の事業主又は勤労者財産形成促進法第14条に定める事務代行団体(以下「事業主等」といいます。)を通じて当社の本・支店又は営業所(以下「取扱店」といいます。)に提出することによって行います。</p> <p>3～4 (省 略)</p> <p>(住宅取得等の支払い)</p> <p>第9条 (省 略)</p> <p>2～3 (省 略)</p> <p>4 第2項の金銭は、<u>償還請求のあった日の市場価額</u>から所定の手数料を差引いた額といたします。ただし、<u>償還方法</u>は先入先出法で行います。</p> <p>5～6 (省 略)</p> <p>(その他)</p> <p>第13条 (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 この約款は、法令の変更または監督官庁の指示が<u>あったとき、その他の事由で必要を生じた時は改訂</u>します。</p> <p>平成28年5月</p>

勤労者財産形成年金貯蓄約款（国債貯蓄コース） 新旧対照表

新	旧
<p>(財形年金貯蓄の要件)</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(1)～(2) (現行どおり)</p> <p>(3) 年金支払開始日は、<u>前号</u>に定める金銭の最後の払込日（以下「最終払込日」といいます。）の属する月の翌月から5年後の応当月の間で、申込者が60才に達した日以降の28日とすること。</p> <p>(4)～(6) (現行どおり)</p> <p>(財形年金貯蓄契約および申込方法)</p> <p>第3条 (現行どおり)</p> <p>2 前項の申込みは、申込者が所定の「勤労者財産形成年金貯蓄契約申込書」（以下「申込書」といいます。）に必要事項を記入のうえ、署名捺印し、これを申込者の事業主<u>または</u>勤労者財産形成促進法第14条第1項に定める事務代行団体（以下「事業主等」といいます。）を通じて当社の本・支店<u>または</u>営業所（以下「取扱店」といいます。）に提出することによって行います。</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>(年金の支払い)</p> <p>第9条 申込者は、年金の受取りに関し、最終払込日から2ヶ月を経過する日までに届出印を押捺した年金受取<u>申告書</u>を当社の取扱店に提出するものとします。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 当社は年金受取<u>申告書</u>の<u>年金の額欄</u>に記載された額（以下「年金受取額」といいます。）を、年金支払開始日から3ヵ月ごとの応当日（当日が休祭日のときは前営業日）に支払います。ただし、最終支払日には当該申込者に係る国債の全部を売</p>	<p>(財形年金貯蓄の要件)</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(1)～(2) (現行どおり)</p> <p>(3) 年金支払開始日は、<u>第1号</u>に定める金銭の最後の払込日（以下「最終払込日」といいます。）の属する月の翌月から5年後の応当月の間で、申込者が60才に達した日以降の28日とすること。</p> <p>(4)～(6) (現行どおり)</p> <p>(財形年金貯蓄契約及び申込方法)</p> <p>第3条 (省 略)</p> <p>2 前項の申込みは、申込者が所定の「勤労者財産形成年金貯蓄契約申込書」（以下「申込書」といいます。）に必要事項を記入のうえ、署名捺印し、これを申込者の事業主<u>又は</u>勤労者財産形成促進法第14条に定める事務代行団体（以下「事業主等」といいます。）を通じて当社の本・支店<u>又は</u>営業所（以下「取扱店」といいます。）に提出することによって行います。</p> <p>3 (省 略)</p> <p>(年金の支払い)</p> <p>第9条 申込者は、年金の受取りに関し、最終払込日から2ヶ月を経過する日までに届出印を押捺した年金受取<u>申込書</u>を当社の取扱店に提出するものとします。</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 当社は年金受取<u>申込書</u>の<u>受取額欄</u>に記載された額（以下「年金受取額」といいます。）を、年金支払開始日から3ヵ月ごとの応当日（当日が休祭日のときは前営業日）に支払います。ただし、最終支払日には当該申込者に係る国債の全部を売却</p>

<p>却して得られる金銭および最終支払月の 果実または償還金を支払います。</p>	<p>して得られる金銭及び最終支払月の果実 又は償還金を支払います。</p>
<p>4 (現行どおり)</p>	<p>4 (省 略)</p>
<p>5 <u>第3項および第4項の金銭は、第3項の 当日の3営業日前の約定日の市場価格 から所定の手数料を差引いた額といたし ます。ただし、売却方法は先入先出法で 行います。</u></p>	<p>5 <u>(追 加)</u></p>
<p>6 (現行どおり)</p>	<p>5 (省 略)</p>
<p>(解約)</p>	<p>(解約)</p>
<p>第10条 (現行どおり)</p>	<p>第10条 (省 略)</p>
<p>2～3 (現行どおり)</p>	<p>2～3 (省 略)</p>
<p>4 <u>第3項の金銭は、第1項または第2項に よる解約日の市場価格から所定の手数料 を差引いた額といたします。ただし、売 却方法は先入先出法で行います。</u></p>	<p>4 <u>第9条及び第3項の金銭は、返還請求の あった日の市場価額から所定の手数料を 差引いた額といたします。ただし、返還 方法は先入先出法で行います。</u></p>
<p>5 <u>第1項各号による解約については、その 解約事由の属する月に新規発行される国 債の発行日を含めて4営業日前から当該 国債の発行日まで停止します。なお、停 止期間中の第1項第1号による解約のお 申出につきましては、発行日の翌営業日 以降に受付けたものとさせていただきます。</u></p>	<p>5 <u>前項に掲げる請求については、その請求 の属する月に新規発行される国債の発行 日を含めて4営業日前から当該国債の発 行日まで停止します。なお、停止期間中 の請求につきましては、発行日の翌営業 日以降に受付けたものとさせていただきます。</u></p>
<p>6 前項に規定する、その<u>解約事由</u>の属する 月に国債の新規発行が行われない場合で 且つ、第5条第1項のただし書きに規定 する同一種類の既発行分の国債の買付け を行うことを当社が検討する場合は、通 常、国債の発行される日を発行日とみな して前項の取扱いを行うことができるも のとしします。</p>	<p>6 前項に規定する、その<u>請求</u>の属する月に 国債の新規発行が行われない場合で且 つ、第5条第1項のただし書きに規定す る同一種類の既発行分の国債の買付けを 行うことを当社が検討する場合は、通常、 国債の発行される日を発行日とみなして 前項の取扱いを行うことができるものと しします。</p>
<p>(その他)</p>	<p>(その他)</p>
<p>第13条 (現行どおり)</p>	<p>第13条 (省 略)</p>
<p>2 (現行どおり)</p>	<p>2 (省 略)</p>
<p>3 この約款は、法令の変更<u>または</u>監督官庁 の指示、その他必要が生じた<u>ときに</u>改定 されることがあります。<u>改定を行う旨お</u></p>	<p>3 この約款は、法令の変更<u>又は</u>監督官庁の 指示、その他必要が生じた<u>時は</u>、<u>改訂さ</u> れることがあります。</p>

<u>よび改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。</u>	
2019年8月	平成28年5月

勤労者財産形成貯蓄約款（公社債投信コース） 新旧対照表

新	旧
（買付有価証券および申込方法） 第3条 (現行どおり) 2 申込者は所定の「勤労者財産形成貯蓄申込書」（以下「申込書」といいます。）に必要事項を記入のうえ署名、押捺し、これを申込者の事業主または勤労者財産形成促進法第14条第1項に定める事務代行団体（以下「事業主等」といいます。）を通じて当社の本・支店または営業所（以下「お取引店」といいます。）に提出することによって財形貯蓄契約を申込みものとします。 3 (現行どおり) （その他） 第13条 (現行どおり) 2 (現行どおり) 3 この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときは、 <u>改定</u> されることがあります。 <u>改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。</u>	（買付有価証券および申込方法） 第3条 (省 略) 2 申込者は所定の「勤労者財産形成貯蓄申込書」（以下「申込書」といいます。）に必要事項を記入のうえ署名、押捺し、これを申込者の事業主または勤労者財産形成促進法第14条の2に定める事務代行団体（以下「事業主等」といいます。）を通じて当社の本・支店または営業所（以下「お取引店」といいます。）に提出することによって財形貯蓄契約を申込みものとします。 3 (省 略) （その他） 第13条 (省 略) 2 (省 略) 3 この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要を生じたときは、 <u>改訂</u> されることがあります。
2019年8月	平成23年5月

勤労者財産形成住宅貯蓄約款（公社債投信コース） 新旧対照表

新	旧
<p>（買付有価証券および申込方法）</p> <p>第3条 (現行どおり)</p> <p>2 申込者は所定の「勤労者財産形成住宅貯蓄申込書」(以下「申込書」といいます。)に必要事項を記入のうえ署名、押捺し、これを申込者の事業主または勤労者財産形成促進法第14条第1項に定める事務代行団体(以下「事業主等」といいます。)を通じて当社の本・支店または営業所(以下「お取引店」といいます。)に提出することによって財形住宅貯蓄契約を申込みものとします。</p> <p>3～4 (現行どおり)</p> <p>（その他）</p> <p>第13条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要を生じたときは、<u>改定</u>されることがあります。<u>改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知</u>します。</p> <p>2019年8月</p>	<p>（買付有価証券および申込方法）</p> <p>第3条 (省 略)</p> <p>2 申込者は所定の「勤労者財産形成住宅貯蓄申込書」(以下「申込書」といいます。)に必要事項を記入のうえ署名、押捺し、これを申込者の事業主または勤労者財産形成促進法第14条の2に定める事務代行団体(以下「事業主等」といいます。)を通じて当社の本・支店または営業所(以下「お取引店」といいます。)に提出することによって財形住宅貯蓄契約を申込みものとします。</p> <p>3～4 (省 略)</p> <p>（その他）</p> <p>第13条 (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要を生じたときは、<u>改訂</u>されることがあります。</p> <p>平成23年5月</p>

勤労者財産形成年金貯蓄約款（公社債投信コース） 新旧対照表

新	旧
<p>（買付有価証券および申込方法）</p> <p>第3条 (現行どおり)</p> <p>2 申込者は所定の「勤労者財産形成年金貯蓄申込書」(以下「申込書」といいます。)に必要事項を記入のうえ署名、押捺し、これを申込者の事業主または勤労者財産形成促進法第14条第1項に定める事務代</p>	<p>（買付有価証券および申込方法）</p> <p>第3条 (省 略)</p> <p>2 申込者は所定の「勤労者財産形成年金貯蓄申込書」(以下「申込書」といいます。)に必要事項を記入のうえ署名、押捺し、これを申込者の事業主または勤労者財産形成促進法第14条の2に定める事務代行</p>

<p>行団体（以下「事業主等」といいます。）を通じて当社の本支店または営業所（以下「お取引店」といいます。）に提出することによって財形年金貯蓄契約を申込みものとします。</p> <p>3～4 (現行どおり)</p> <p>(その他)</p> <p>第13条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときは、<u>改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。</u></p> <p>2019年8月</p>	<p>団体（以下「事業主等」といいます。）を通じて当社の本支店または営業所（以下「お取引店」といいます。）に提出することによって財形年金貯蓄契約を申込みものとします。</p> <p>3～4 (省略)</p> <p>(その他)</p> <p>第13条 (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要を生じたときは、<u>改訂されることがあります。</u></p> <p>平成23年5月</p>
---	---

MUFG テラス・コース利用規定 新旧対照表

新	旧
<p>(本サービスの内容)</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <p>1 (現行どおり)</p> <p>2 (1)～(3) (現行どおり)</p> <p><u>(4) 電話機を利用した「電話サービス」</u></p> <p>(注文等の受付)</p> <p>第12条 <u>お客さまは、第2条第2項第2号に定めるチャットサービス又は同条同項第4号に定める電話サービスを利用して注文等を行うことができます。</u></p> <p>2 <u>お客さまがチャットサービスを利用して行う注文等は、当社が注文等の内容を所定の書式でお客さまに送信し、お客さまがその内容の確認入力をされ、その入力内容を当社が受信した時点をもって受付けたものとします。</u></p> <p>3 <u>お客さまが電話サービスを利用して行う</u></p>	<p>(本サービスの内容)</p> <p>第2条 (省略)</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 (1)～(3) (省略)</p> <p><u>(4) (追加)</u></p> <p>(注文等の受付)</p> <p>第12条 <u>(追加)</u></p> <p><u>お客さまがサービスを利用して行う注文等は、当社が注文等の内容を所定の書式でお客さまに送信し、お客さまがその内容の確認入力をされ、その入力内容を当社が受信した時点をもって受付けたものとします。</u></p> <p><u>(追加)</u></p>

注文等は、当社が注文内容を復唱し、お客さまがその内容を確認された後、当社が当該注文等の入力処理を完了した時点をもって受付けたものとしします。

- 4 当社はお客さまの注文などが次の（１）から（７）のいずれかに該当する場合は、受付を行わない場合があります。

（１）～（７）（現行どおり）

（注文等の取消・変更）

第 14 条 本サービスを利用した注文等の取消もしくは変更（以下「取消注文等」といいます。）は、当社が定める時間内にお客さまがチャットサービスまたは当社の定める方法により行うことができるものとします。ただし、売買注文については約定していない場合に限りします。

- 2 取消注文等の受付時点は、第 12 条第 2 項または第 3 項の規定を準用するものとします。

（執行等）

第 15 条 お客さまが本サービスを利用して行った注文等および取消注文等は、第 12 条第 2 項もしくは第 3 項または第 14 条第 2 項に定める受付を完了した時以降で、売買注文の場合は当該商品の取引が通常行われる金融商品取引所で最初に取引が可能となる時に執行、また募集申込の場合は当社の定める時間に速やかに処理します。

- 2 当社は、お客さまが本サービスを利用して行った注文等および取消注文等が次のいずれかに該当する場合は、お客さまに通知することなくその執行または処理（以下「執行等」といいます。）を行わない場合があります。

（サービスの中断）

第 19 条 本サービス（電話サービスを除きます。 本条において同じ。）を利用中に以下に該

- 2 当社はお客さまの注文などが次の（１）から（７）のいずれかに該当する場合は、受付を行わない場合があります。

（１）～（７）（省 略）

（注文等の取消・変更）

第 14 条 チャットサービスを利用した注文等の取消もしくは変更（以下「取消注文等」といいます。）は、当社が定める時間内にお客さまがチャットサービスまたは当社が定める方法により行うことができるものとします。ただし、売買注文については約定していない場合に限りします。

- 2 取消注文等の受付時点は、第 12 条第 1 項の規定を準用するものとします。

（執行等）

第 15 条 お客さまがチャットサービスを利用して行った注文等および取消注文等は、第 12 条第 1 項または第 14 条第 2 項に定める受付を完了した時以降で、売買注文の場合は当該商品の取引が通常行われる金融商品取引所で最初に取引が可能となる時に執行、また募集申込の場合は当社の定める時間に速やかに処理します。

- 2 当社は、お客さまがチャットサービスを利用して行った注文等および取消注文等が次のいずれかに該当する場合は、お客さまに通知することなくその執行または処理（以下「執行等」といいます。）を行わない場合があります。

（本サービスの中断）

第 19 条 本サービスを利用中に以下に該当する内容が当社に送信された場合、当社の判断で

<p>当する内容が当社に送信された場合、当社の判断で<u>本サービス</u>を中断し、執行等その他本規定上の義務の履行を拒むことができるものとします。</p> <p>(1) ～ (3) (現行どおり)</p> <p>(4) 当社または当社従業員等に対する誹謗中傷、嫌がらせ等、<u>本サービス</u>の利用目的に合致しないと当社が判断した場合</p> <p>(5) ～ (7) (現行どおり)</p> <p>(8) 当社のサービスまたは商品と関係のないお問合わせ等、<u>本サービス</u>と関係のないお問合わせ</p> <p>(9) <u>本サービス</u>による対応を継続することがふさわしくないと当社が判断した場合</p> <p>(本サービスの解約)</p> <p>第 24 条 (現行どおり)</p> <p>(1) ～ (5) (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p><u>(6) 当社が本サービスをご利用いただくことを不適當であると認めた場合</u></p> <p>(免責事項)</p> <p>第 25 条 (現行どおり)</p> <p>(1) ～ (8) (現行どおり)</p> <p>(9) <u>本サービス</u>による売買注文および取消注文等を受付後、その内容を確認し相当な時間内に当該注文を執行したにもかかわらず、当該時間中における市場価格の変動等により生じた損害等</p> <p>(10) <u>第 12 条第 4 項 (1) から (7) のいずれかまたは第 19 条に基づき注文等の受付を行わなかったことにより生じた損害等</u></p> <p>(11) <u>第 15 条第 2 項 (1) から (7) のいずれかまたは第 19 条に基づき注文等および取消注文等の執行等を行わなかったことにより生じた損害等</u></p>	<p><u>チャットサービス</u>を中断し、執行等その他本規定上の義務の履行を拒むことができるものとします。</p> <p>(1) ～ (3) (省 略)</p> <p>(4) 当社または当社従業員等に対する誹謗中傷、嫌がらせ等、<u>チャットサービス</u>の利用目的に合致しないと当社が判断した場合</p> <p>(5) ～ (7) (省略)</p> <p>(8) 当社のサービスまたは商品と関係のないお問合わせ等、<u>チャットサービス</u>と関係のないお問合わせ</p> <p>(9) <u>チャットサービス</u>による対応を継続することがふさわしくないと当社が判断した場合</p> <p>(本サービスの解約)</p> <p>第 24 条 (省 略)</p> <p>(1) ～ (5) (省 略)</p> <p><u>(6) お客さまが本規定の変更にご同意頂けない場合</u></p> <p><u>(7) 当社が本サービスをご利用いただくことを不適當であると認めた場合</u></p> <p>(免責事項)</p> <p>第 25 条 (省 略)</p> <p>(1) ～ (8) (省 略)</p> <p>(9) <u>チャットサービス</u>による売買注文および取消注文等を受付後、その内容を確認し相当な時間内に当該注文を執行したにもかかわらず、当該時間中における市場価格の変動等により生じた損害等</p> <p>(10) <u>第 19 条または第 12 条第 2 項 (1) から (7) のいずれかに基づき注文等の受付を行わなかったことにより生じた損害等</u></p> <p>(11) <u>第 19 条、第 15 条第 2 項 (1) から (7) のいずれかに基づき注文等および取消注文等の執行等を行わなかったこ</u></p>
--	--

<p>(12) (現行どおり)</p> <p>(規定の変更)</p> <p>第26条 本規定は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。<u>改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでにインターネットまたはその他相当の方法により周知します。</u></p> <p><u>2～4</u> (削除)</p> <p><u>2019年8月</u></p>	<p>とにより生じた損害等</p> <p>(12) (省略)</p> <p>(規定の変更)</p> <p>第26条 本規定は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。</p> <p>2. <u>改定の内容が、お客さまの従来の権利を制限するもしくはお客さまに新たな義務を課すものであるときは、事前に書面またはこれに代わる方法にてその改定事項をご通知します。</u></p> <p>3. <u>前項の通知は、改定の影響が軽微であると判断される場合には、当社ホームページへの掲載または時事に関する事項を掲載する日刊紙による公告によって代える場合があります。</u></p> <p>4. <u>第2項および第3項の通知または掲載もしくは公告が行われた後、お客さまから所定の期日までに異議のお申し立てがないときは、規定の改定にご同意いただいたものとして取り扱います。</u></p> <p><u>2018年11月</u></p>
---	---

ダイレクト取引コース利用規定 新旧対照表

新	旧
<p>(本サービスの解約)</p> <p>第21条 次に掲げるいずれかに該当する場合は、本サービスは解約されます。</p> <p>(1)～(2) (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p> <p><u>(3)当社が本サービスをご利用いただくことを不適當であると認めた場合</u></p>	<p>(本サービスの解約)</p> <p>第21条 次に掲げるいずれかに該当する場合は、本サービスは解約されます。</p> <p>(1)～(2) (省略)</p> <p><u>(3)お客さまが本規定の変更にご同意いただけない場合</u></p> <p><u>(4)当社が本サービスをご利用いただくことを不適當であると認めた場合</u></p>

<p>(規定の変更)</p> <p>第 23 条 本規定は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。<u>改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。</u></p> <p>2～4 (削除)</p> <p>2019年8月</p>	<p>(規定の変更)</p> <p>第 23 条 本規定は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。</p> <p>2 <u>改定の内容が、お客さまの従来の権利を制限するもしくはお客さまに新たな義務を課すものであるときは、事前に書面またはこれに代わる方法にてその改定事項をご通知します。</u></p> <p>3 <u>前項の通知は、改定の影響が軽微であると判断される場合には、当社ホームページ等への掲載または時事に関する事項を掲載する日刊紙による公告によって代える場合があります。</u></p> <p>4 <u>第 2 項及び第 3 項の通知または掲載もしくは公告が行われた後、お客さまから所定の期日までに異議のお申し立てがないときは、規定の改定にご同意いただいたものとして取り扱います。</u></p> <p>2018年8月</p>
--	---

ネット信用取引 利用規定 新旧対照表

新	旧
<p>(委託保証金)</p> <p>第 9 条 (現行どおり)</p> <p>2 第 1 項の委託保証金は金銭により差し入れるものとします <u>(以下、金銭による委託保証金を「現金保証金」といいます。)</u>。ただし、当社が指定する有価証券 (以下「代用有価証券」といいます。) をもって、当社が定める範囲内でこれに代えることができるものとします (以下、代用有価証券も含めて「委託保証金」といいます)。</p>	<p>(委託保証金)</p> <p>第 9 条 (省 略)</p> <p>2 第 1 項の委託保証金は金銭により差し入れるものとします。しかし、当社が指定する有価証券 (以下「代用有価証券」といいます。) をもって、当社が定める範囲内でこれに代えることができるものとします (以下、代用有価証券も含めて「委託保証金」といいます)。</p>

3 (現行どおり)

(代用有価証券の取扱)

第10条 当社指定の有価証券は原則全て代用有価証券として取扱います。お客さまが指定することはできません。ただし、お客さまが内部者に該当する株式は除外します。また、金融商品取引所からの通知に従いまたは当社判断で、お客さまに通知することなく代用有価証券から除外する場合があります。なお、第2条第4項ただし書で定める営業店による注文により保有している有価証券は、取引日の翌営業日から代用有価証券として取扱います。

(現物株式の取引数量)

第11条 お客さまが現金保証金により、第2条第4項本文で定めるオンライントレードによる国内金融商品取引所上場の現物株式の買付の取引注文を行える数量は、現金保証金にて第13条第1項に定める委託保証金率を維持できる範囲内とし、買付後は代用有価証券として取り扱います。

(委託保証金の維持率)

第14条 委託保証金の最低維持率は25%とします。ただし、金融商品取引所、証券金融会社等または当社が、規制もしくは制度に従いまたは当社の判断により変更を行った銘柄については、この限りではありません。

- 2 委託保証金が第1項の最低維持率を下回った場合は、お客さまは下回った日の翌々営業日の正午までに、当該最低維持率を維持するために必要な額の追加の委託保証金を、当社からの請求の有無に関わらず当社に差し入れるものとします。委託保証金の差し入れは、①お客さまの信用保証金勘定へのご入金(有価証券で代替可能な場合の差し入れを含む)、もしくは②保有されて

3 (省 略)

(代用有価証券の取扱)

第10条 当社指定の有価証券は原則全て代用有価証券として取扱います。お客さまが指定することはできません。ただしお客さまが内部者に該当する株式は除外します。また金融商品取引所からの通知、当社判断で代用有価証券から除外する場合はお客さまに通知することなく代用有価証券から除外する場合があります。なお、第2条第4項で定める営業店による注文により保有している有価証券は、取引日の翌営業日から代用有価証券として取扱います。

(現物株式の取引数量)

第11条 お客さまが委託保証金(現金)により、第2条第4項で定めるオンライントレードによる国内金融商品取引所上場の現物株式の買付の取引注文を行える数量は、委託保証金(現金)にて第13条に定める委託保証金率を維持できる範囲内とし、買付後は代用有価証券として取り扱います。

(委託保証金の維持率)

第14条 委託保証金の最低維持率は25%とします。ただし、金融商品取引所、証券金融会社等または当社が、規制もしくは制度や当社の判断により変更を行った銘柄については、この限りではありません。

- 2 委託保証金が第1項の最低維持率を下回った場合は、お客さまは下回った日の翌々営業日の正午までに、当該最低維持率を維持するために必要な額の追加保証金を、当社からの請求の有無に関わらず当社に差し入れるものとします。委託保証金の差し入れは、①お客さまの信用保証金勘定へのご入金(有価証券で代替可能な場合の差し入れを含む)、もしくは②保有されている信用建玉

<p>いる信用建玉の反対売買による返済とします。委託保証金の差し入れのために信用建玉を反対売買された場合、<u>反対売買いただいた信用建玉金額の30%の金額を不足額へ充当するもの</u>とします。</p> <p>3～5 (現行どおり)</p> <p>(決済指示)</p> <p>第15条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 前項の他、建玉の銘柄について、当社が必要と判断した場合、当社は、<u>第1項の期日</u>を当社が定める日に変更できるものとします。ただし、この場合、緊急かつやむを得ない場合を除き、当社は一定の催告期間を設け、お客さまに対し事前の通知を行うものとします。</p> <p>4 (現行どおり)</p> <p>5 第2項から第4項の定めにより期日が当社の定める期日に変更となった場合、お客さまは<u>当社が定める期日</u>までに反対売買または品受もしくは品渡を行うものとします。</p> <p>6～7 (現行どおり)</p> <p>(お預り金等の取扱)</p> <p>第17条 <u>委託保証金の差し入れ</u>をお預り金等より充当する場合については、差し入れおよびその換金をお客さまよりご指示いただくこととなります。</p> <p>2 ネット信用取引と現物取引の売買による受渡代金は、同一日に合算して、余剰があれば<u>委託保証金</u>に振替をし、不足額があれば、<u>委託保証金</u>から引出可能の金額から自動で振替を行います。</p> <p>3 差し入れた現金保証金を引出す場合については、その引出しをお客さまよりご指示いただくこととなります。代用有価証券を委託保証金より引き出す場合は、第13条第1項に記載する委託保証金率を維持で</p>	<p>の反対売買による返済とします。委託保証金の差し入れのために信用建玉を反対売買された場合、<u>反対売買頂いた信用建玉金額の30%の金額を不足額へ充当するもの</u>とします。</p> <p>3～5 (省略)</p> <p>(決済指示)</p> <p>第15条 (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 前項の他、建玉の銘柄について、当社が必要と判断した場合、当社は、<u>返済期日</u>を当社が定める日に変更できるものとします。ただし、この場合、緊急かつやむを得ない場合を除き、当社は一定の催告期間を設け、お客さまに対し事前の通知を行うものとします。</p> <p>4 (省略)</p> <p>5 第2項から第4項の定めにより期日が当社の定める期日に変更となった場合、お客さまは<u>当社の指定する日</u>までに反対売買または品受もしくは品渡を行うものとします。</p> <p>6～7 (省略)</p> <p>(お預り金等の取扱)</p> <p>第17条 <u>現金保証金の差し入れ</u>をお預り金等より充当する場合については、差し入れおよびその換金をお客さまよりご指示いただくこととなります。</p> <p>2 ネット信用取引と現物取引の売買による受渡代金は、同一日に合算して、余剰があれば保証金に振替をし、不足額があれば、保証金から引出可能の金額から自動で振替を行います。</p> <p>3 差し入れた現金保証金を引出す場合については、その引出しをお客さまよりご指示いただくこととなります。代用有価証券を委託保証金より引き出す場合は、第13条に記載する委託保証金率を維持できる範囲に</p>
---	--

<p>きる範囲に限ります。その範囲を超える<u>引出し</u>となる場合には、<u>超過金額分</u>について当日中に<u>金銭または有価証券</u>を委託保証金として差し入れるものとします。</p> <p>(委託保証金等の状況の確認)</p> <p>第 18 条 (現行どおり)</p> <p>2 お客さまが前項に規定する委託保証金不足の発生等の状況の確認を怠ったことにより生じたお客さまの損害について、当社は一切の責めを負わないものとします。</p> <p>(規定の変更等)</p> <p>第 30 条 本規定は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。<u>改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。</u></p> <p><u>2～4</u> (削除)</p> <p>2019 年 8 月</p>	<p>限ります。その範囲を超える<u>引出</u>となる場合には、<u>超過金額分</u>について当日中に<u>現金又は有価証券</u>を委託保証金として差し入れるものとします。</p> <p>(委託保証金等の状況の確認)</p> <p>第 18 条 (省略)</p> <p>2 お客さまが前項に規定する委託保証金の状況の確認を怠ったことにより生じたお客さまの損害について、当社は一切の責めを負わないものとします。</p> <p>(規定の変更等)</p> <p>第 30 条 本規定は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。</p> <p>2 <u>改定の内容が、お客さまの従来の権利を制限し、またはお客さまに新たな義務を課すものであるときは、事前に当社所定の方法(ホームページ等)にてその改定事項をご通知します。</u></p> <p>3 <u>第 2 項及び第 3 項の通知または掲載もしくは公告が行われた後、お客さまから所定の期日までに異議のお申し立てがないときは、本規定の改定にご同意いただいたものとして取り扱います。</u></p> <p>平成 29 年 2 月</p>
--	--

カンタン振替利用規定 新旧対照表

新	旧
<p>第 7 条 (本サービスの解約)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(1) ~ (2) (現行どおり)</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>第 7 条 (本サービスの解約)</p> <p>(省略)</p> <p>(1) ~ (2) (省略)</p> <p><u>(3)お客さまが本規定の変更にご同意いただけない場合</u></p>

<p><u>(3) 当社が本サービスをご利用いただくことを不適當であると認めた場合</u></p> <p>第9条 (規定の変更)</p> <p>本規定は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。<u>改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。</u></p> <p><u>2～4 (削除)</u></p> <p>2019年8月</p>	<p><u>(4) 当社が本サービスをご利用いただくことを不適當であると認めた場合</u></p> <p>第9条 (規定の変更)</p> <p>本規定は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定される場合があります。</p> <p><u>2 改定の内容が、お客さまの従来の権利を制限し、またはお客さまに新たな義務を課すものであるときは、事前に書面またはこれに代わる方法にてその改定事項をご通知します。</u></p> <p><u>3 前項の通知は、改定の影響が軽微であると判断される場合には、当社ホームページ等への掲載または時事に関する事項を掲載する日刊紙による公告によって代える場合があります。</u></p> <p><u>4 第2項および第3項の通知または掲載もしくは公告が行われた後、お客さまから所定の期日までに異議のお申し立てがないときは、本規定の改定にご同意いただいたものとして取り扱います。</u></p> <p>平成25年8月</p>
--	---

割引債管理契約約款 新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: right;">2019年8月</p> <p>(解約事由)</p> <p>第5条 <u>この契約は、お客さまから解約のお申出があったときに解約されるものとします。</u></p> <p><u>1～2 (削除)</u></p> <p>(約款の改定)</p>	<p style="text-align: right;">平成27年9月</p> <p>(解約事由)</p> <p>第5条 <u>次の事由に該当したときは、この契約は解約されるものとします。</u></p> <p><u>1 お客さまから解約のお申出があったとき</u></p> <p><u>2 お客さまがこの約款の変更に同意なされないとき</u></p> <p>(約款の改定)</p>

<p>第 6 条 この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。<u>改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットその他相当の方法により周知します。</u></p> <p><u>2～4</u> (削 除)</p> <p>(削 除)</p>	<p>第 6 条 この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。</p> <p><u>2</u> 改定の内容が、お客さまの従来の権利を制限するもしくはお客さまに新たな義務を課すものであるときは、<u>事前に書面またはこれに代わる方法にてその改定事項を通知します。</u></p> <p><u>3</u> 前項の通知は、改定の影響が軽微であると判断される場合には、<u>当社ホームページ等への掲載または時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙による公告によって代える場合があります。</u></p> <p><u>4</u> 第 2 項および第 3 項の通知または掲載もしくは公告が行われた後、<u>お客さまから所定の期日までに異議のお申立がないときは、約款の改定に同意いただいたものとして取扱います。</u></p> <p>附則 <u>この約款は、平成 28 年 1 月 1 日より適用させていただきます。</u></p>
---	--